

「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）」（素案）及び「多様性に満ちた社会づくりに関する指針（仮称）」（素案）に対する意見募集結果について

番号	対象	意見の概要	県の考え方・対応
1	指針	教育機関、保育所等の全ての長が、差別等に関する研修を受ける必要がある。	行政機関、社会人向けの研修を実施する予定であり、御提案のあった機関を含め研修対象を検討してまいります。
2	指針	未就学児にも差別解消に関する教育が必要である。	未就学児の教育については、障害のある子どもと他の子どもが生活を通して共に成長できるよう、引き続き就学前教育・保育の充実に努めてまいります。
3	指針	児童虐待に関する記載があれば良い。	児童虐待は、指針に記載する差別等と同様、してはならない行為ではありますが、指針とは別に法令等により専門的対応等を定められていることから、これらにより対応してまいります。
4	指針	「不快に感じる可能性」とあるが削除すべき。表現の自由が保障されている以上、一定の受忍義務がある。	相手が不快に感じる可能性のあると思われる行為について、差別等に当たらないか、見直ししていただきたいと考えており、表現の自由を妨げる趣旨はありません。
5	指針	いじめの発見、相談から解決に向けた一貫した対応をとる体制を整備していただきたい。	いじめの発見や相談、解決に向けた体制整備については、指針に記載を検討するほか「学校教育の指針」（秋田県教育委員会）で方針を示す予定です。関係機関とも連携しながら、児童生徒に寄り添った支援・指導に努めてまいります。
6	指針	各施策の評価とその公表を行っていただきたい。	各施策の評価については、毎年度、実施する政策等評価制度を通して、実施してまいります。また、有識者会議を継続し、各施策についての検証等も行なってまいります。
7	条例	条例未制定の分野等における個別条例を制定することを県の義務として明記すべき。また、制定しないことについて説明すべき。	この条例は基本条例であり、各分野における取組の方向性を示すものです。個別条例については、個々の分野ごとに、その必要性を裏付ける事実等が明確になった場合に検討を進めてまいります。
8	条例	差別等を受けた県民の権利救済を図る制度の実現を図る規定を設けるべき。	相談体制の整備について、規定する予定であり、関係機関との連携により権利救済を図ってまいります。
9	条例	基本的施策は、県自らが「差別等の禁止」を実現する施策を行うこととすべき。	第4条に規定する「多様性に満ちた社会づくりに関する総合的な施策」において、必要な取組を実施してまいります。
10	指針	いじめなど条例の定義と整合しない事案も対象としており、条例の定義と指針による具体的事案との整合を図るべき。	条例は職場のみならず様々な関係性における行為を想定しており、指針はその趣旨に沿って作成しています。
11	指針	「合理的な理由に基づく差別」の表現は、「合理的な取扱い上の違い」、「合理的な理由による区別」などの表現に改めるべき。	「合理的な取扱い上の違い」と改めることにしました。
12	指針	業務の遂行上、一方の性でなければならない職務等である場合について、具体例を例示すべき。	「合理的な取扱い上の違い」について、極めて例外的に認められるものであり、安易にこれに該当すると考えてはならないことを明記するとともに、業務の遂行上、一方の性でなければならない職務として助産師の例を記載しました。
13	指針	障害者への合理的な配慮として、負担が過重であるとする具体例が不適當である。	「合理的な取扱い上の違い」について、極めて例外的に認められるものであり、安易にこれに該当すると考えてはならないことを明記するとともに、合理性がないことや過重な求めであることが分かりにくいものについては表現の見直しを行いました。
14	指針	障害を理由とする差別的取扱いに関する「判断に当たって配慮すべき点」の記載が、合理的配慮の不提供に関する記載となっている。	差別的取扱いの禁止については、共通事項として冒頭に記載しているため、記載内容が重ならないよう配慮すべき点を記載しています。
15	指針	犯罪被害者等に対する誹謗中傷の例として、「イヤなことは忘れるのが一番」は、適当ではない。	このような発言は誹謗中傷とは異なるものでありますが、被害者の二次被害が生じうることを注意喚起するため、項目名を「誹謗中傷等」と変更した上で掲載することにしました。
16	指針	犯罪をした人等に関する判断に当たって配慮すべき点の記載は不適切である。	御指摘を踏まえ判断に当たって配慮すべき点の記載を見直しました。
17	指針	条例制定後においても、県民の間で充実した議論が重ねられるよう配慮し、例えば「差別等の具体例と判断に当たって配慮すべき点」について適切な具体例が提案された場合には随時更新するなどの対応をとるべきである。	有識者会議等において、新たな問題への対応や施策の検証等を行うこととしており、その結果を参考にしながら対応してまいります。